

県民健康福祉村の今後の在り方について

【協議結果報告書】

令和 6 年 3 月

埼玉県県民健康福祉村新体制移行推進委員会

目 次

第1 概要	1	(4) 健康づくり事業の継続	9
1 設置目的	1	(5) 都市公園化	9
2 設置場所	1	6 第1回県民健康福祉村新体制移行推進	
3 業務内容	1	委員会協議結果を踏まえた庁内での検討	10
4 沿革	2	(1) 県民健康福祉村での健康づくり事業の終了	10
5 施設	3	(2) 都市公園化と都市整備部への所管替え	10
(1) 全体図	3	7 第2回県民健康福祉村新体制移行推進	
(2) 建物平面図	4	委員会の協議結果	11
第2 運営検討	5	(1) 施設について	11
1 過去の主な検討状況	5	(2) 事業について	12
2 今回の検討の経緯	5	8 まとめ	13
3 県民健康福祉村運営検討委員会の設置	6	(参考) 協議検討スケジュール	
4 県民健康福祉村新体制移行推進委員会の設置	7	9 県民健康福祉村新体制移行推進	
5 第1回県民健康福祉村新体制移行		委員会委員名簿	15
推進委員会の協議結果	8	10 県民健康福祉村新体制移行推進委員会	
(1) プール・トレーニング施設の廃止	8	ワーキンググループ委員名簿	16
(2) 屋外有料施設の運営の継続	8		
(3) その他屋外施設の運営の継続	9		

【参考資料】	1
1 埼玉県県民健康福祉村条例	2
2 埼玉県県民健康福祉村管理規則	13
3 プール及びトレーニング施設の 利用料金収入額及び支出額	20
4 施設利用者数の推移	21
5 利用料金収入額の推移	24
6 埼玉県県民健康福祉村新体制移行委員会設置要綱	26

第1 概要

1 設置目的

県民に、健康づくりについて学習する機会を与え、並びに運動及び休養の場を提供し、もって県民の健康の保持及び増進を図るため、埼玉県県民健康福祉村（以下「健康福祉村」という。）を越谷市大字北後谷八十二番地に設置する。

埼玉県県民健康福祉村条例（昭和六十二年三月十三日、条例第八号）、第一条（設置）

2 設置場所

越谷市大字北後谷82番地

アクセス：JR 武蔵野線・埼玉高速鉄道「東川口駅」から徒歩で約25分

東武伊勢崎線「越谷駅」 西口からバスで約20分（県民健康福祉村行き）

3 業務内容

健康福祉村は、次に掲げる業務を行う。

一 次に掲げる施設及び附属設備（以下「施設等」という。）の利用に関すること。

イ 屋内プール及びトレーニング室（以下「屋内運動施設」という。）

ロ 更衣室、シャワー室及びサウナ室（以下「更衣等施設」という。）

ハ 多目的広場、テニス場、ソフトボール場、多目的運動場その他の屋外施設

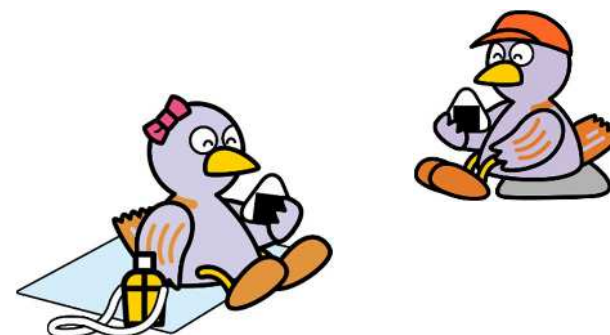
二 健康づくりについての研修及び学習に関すること。

三 健康づくりについての相談及び情報の提供に関すること。

四 健康づくりについての調査及び研究に関すること。

五 その他健康福祉村の設置の目的を達成するために必要な事業に関すること。

埼玉県県民健康福祉村条例（昭和六十二年三月十三日、条例第八号）、第二条（業務）



4 沿革

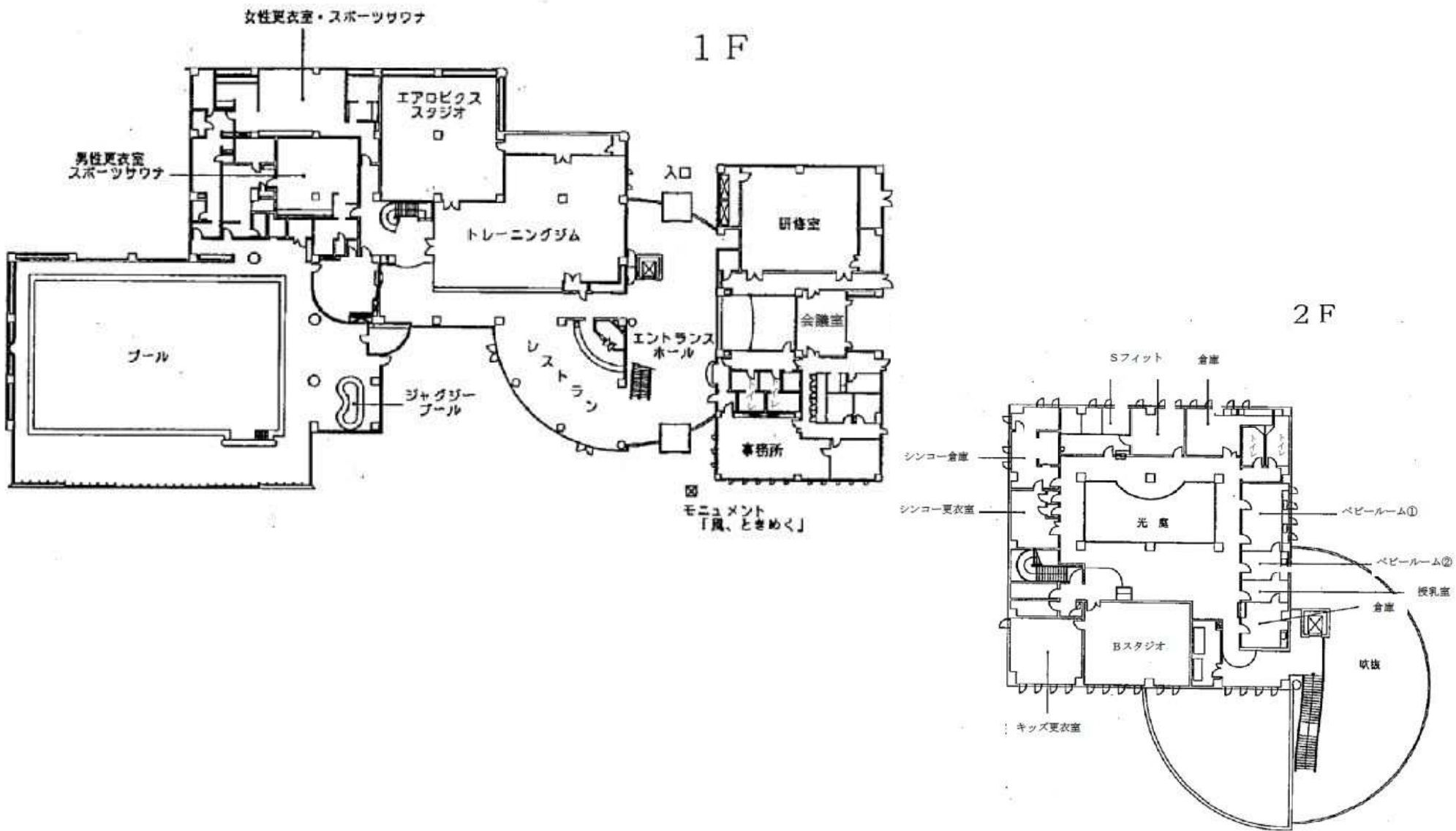
- 昭和54年度 — ◆ — 県民健康福祉村（仮称）調査研究委員会を設置して基本構想を検討
「県民健康福祉村（仮称）基本構想」の報告を受ける（昭和55年3月）
- 昭和55年度 — ◆ — 仮称「県民健康福祉村（健康増進・防災複合公苑）」建設委員会を設置して基本計画を検討
仮称「県民健康福祉村（健康増進・防災複合公苑）」基本計画書作成（昭和56年3月）
- 昭和56年度 — ◆ — 仮称「県民健康福祉村（健康増進・防災複合公苑）」基本計画を政策会議において決定（10月）
- 昭和62年度 — ◆ — 屋外施設開設・一部供用開始（5月）
- 平成6年度 — ◆ — 屋内健康増進施設建設工事着工
- 平成8年度 — ◆ — 屋内施設「ときめき元気館」開設・供用開始（6月）
- 平成15年度 — ◆ — 県直営から全面委託化、利用料金制を導入、健康度・体力測定事業等廃止（4月）
- 平成18年度 — ◆ — 指定管理者制度導入（第1期）※指定管理者：（財）埼玉県公園緑地協会（～平成22年度）
- 平成23年度 — ◆ — 指定管理者制度（第2期）
※指定管理者：（財）埼玉県公園緑地協会・シンコースポーツ（株）（～平成27年度）
- 平成28年度 — ◆ — 指定管理者制度（第3期）
※指定管理者：（公財）埼玉県公園緑地協会・シンコースポーツ（株）（～令和2年度）
- 令和3年度 — ◆ — 指定管理者制度（第4期）
※指定管理者：（公財）埼玉県公園緑地協会・シンコースポーツ（株）（～令和7年度）

5 施設

(1) 全体図【敷地面積 21.8ヘクタール】



(2) 建物平面図【ときめき元気館：延床面積 3, 522.65 m²（鉄筋コンクリート造り 2 階建て）】



第2 運営検討

1 過去の主な検討状況

《平成12年度》

県民健康福祉村のあり方検討作業委員会

「県直営」、「地元市へ移管」、「利用料金制の導入」、「民間への全面委託」、「普通財産として貸付け」、「民間への売却」について検討し、「民間への全面委託」と「民間への売却」を除外し、それ以外は継続検討とした。

その後、平成15年度から（財）埼玉県公園緑地協会へ管理委託、利用料金制が導入された。

《平成19年度》

県民健康福祉村のあり方検討会

「必要性」、「有効性」、「効率性」等について検討した結果、平成23年度以降も、指定管理者制度を継続することとされた。

《平成23年度》

平成23年度埼玉県県民健康福祉村あり方検討委員会

今後、前回（平成19年度に開催された県民健康福祉村のあり方検討会）を参考に検討していくこととされた。

2 今回の検討の経緯

- ・令和4年度当初予算編成にあたり事業レビューが実施された。この際、企画財政部から、施設の廃止又は民間譲渡も含めた検討を行うよう論点が提示された。
- ・施設の老朽化に伴い、今後、多額の維持管理経費等が発生することから、現指定管理期間の終期（令和7年度）に向け、財政的な面も踏まえ、施設の在り方を検討していくこととした。
- ・また、施設について民間や地元越谷市への譲渡等も含め検討することとした。

3 県民健康福祉村運営検討委員会の設置

本格的な検討を行うにあたり、まずは、課題の整理と各施設、各事業の在り方の方向性について、県民健康福祉村事業の関係者による情報共有と意思形成を図ることを目的として、令和４年度に埼玉県県民健康福祉村運営検討委員会を設置し、検討を行った。なお、本委員会の検討結果については「県民健康福祉村の在り方の方向性について【検討結果報告書】」として、令和５年３月に報告書を作成している。

≪検討結果（方向性）≫

- ・施設の老朽化など施設全体としての課題や事業ごとに課題を整理
- ・県民健康福祉村における健康づくり事業の継続
- ・令和７年度末をもってプールとトレーニングルームを廃止

≪検討スケジュール≫

- 令和４年 ３ 月 １ ８ 日（金） 県民健康福祉村運営検討準備会議
検討の方向性、検討の手順、検討委員会の設置について
- 令和４年 ７ 月 ２ ６ 日（火） 第１回県民健康福祉村運営検討委員会
過去の検討状況、検討委員会設置の経緯、検討委員会の概要、県民健康福祉村の運営状況、検討の方向性、検討の手順、施設・事業ごとの検討、今後の工事の実施について
- 令和４年 １ １ 月 １ １ 日（金） 第２回県民健康福祉村運営検討委員会
県民健康福祉村の運営状況、県民健康福祉村の健康づくりのテーマと方向性、全体を通じた課題の整理、各施設の在り方、各事業の在り方、今後の工事の実施について
- 令和５年 １ 月 ３ １ 日（火） 第３回県民健康福祉村運営検討委員会
県民健康福祉村の運営状況、検討結果報告書（案）、新体制移行推進委員会の設置について

4 県民健康福祉村新体制移行推進委員会の設置

令和5年度からは、県民健康福祉村の今後の在り方について具体的に協議するため、埼玉県県民健康福祉村新体制移行推進委員会を設置し、県民健康福祉村の施設や実施事業の在り方について、外部有識者を交え、広い視野で協議を行った。

協議にあたっては、令和4年度に埼玉県県民健康福祉村運営検討委員会において作成した「県民健康福祉村の在り方の方向性について【検討結果報告書】」をもとに、有識者の意見も交え、具体的に議論を行った。

また、委員会への提案事項をまとめるにあたっては、ワーキンググループを設置し、一般県民に加え健康運動指導士、公園管理運営士といった専門知識を有する方にも参画いただき、検討を進めた。

≪協議検討スケジュール≫

- 令和5年 6 月 9 日（金） 第1回県民健康福祉村新体制移行推進委員会
各施設の在り方、事業展開における課題、県民健康福祉村の都市公園化、ワーキンググループの設置について
- 令和5年10月20日（金） 第1回県民健康福祉村新体制移行推進委員会ワーキンググループ
委員会での意見に対する回答、今後の検討課題、課題への対応案について
- 令和6年 1 月 19 日（金） 第2回県民健康福祉村新体制移行推進委員会
県民健康福祉村の運営に係る今後の検討課題、課題への対応、協議結果報告書について



5 第1回県民健康福祉村新体制移行推進委員会の協議結果

埼玉県県民健康福祉村新体制移行推進委員会において協議の結果、以下の5点が決定された。

(1) プール・トレーニングルームの廃止

プール及びトレーニングルームの両施設については、令和7年度を最終年度として廃止する。

【理由】

- ・近隣に自治体、民間企業による同種の施設が複数設置されている。
- ・プール及びトレーニングルームの利用者数が減少している。
- ・プールについては令和7年度（令和8年1月）で耐用年数の30年（減価償却資産の耐用年数に関する省令）が経過する。

プール及びトレーニングルームについては、利用者が減少している中、老朽化に伴う設備更新等を考慮すると、現行の運営体制での継続は困難な状況にある。（参考資料3、4及び5を参照）

(2) 屋外有料施設の運営の継続

これまでどおり令和8年度以降も各施設の運営を継続する。

【理由】

- ・現在も一定数の利用があり今後もニーズが見込める。
- ・屋外施設のため、新型コロナウイルス等の感染症の感染リスクが低く、健康づくりの手段として継続して県民に利用いただくことが可能。
- ・テニスコートは利用者数が多く、引き続き、県民の健康づくりの一つの手段として施設を維持運営することは県民の利益となる。
- ・その他の有料施設は地域において設置数が少なく、幅広く健康づくりの手段を提供することは県民の利益となる。

(3) その他屋外施設の運営の継続

これまでどおり令和8年度以降も各施設の運営を継続する。

【理由】

- ・年間60万人の利用があり、健康づくりの場、憩いの場として県民にとって必要な施設となっている。
- ・屋外施設は新型コロナウイルス等の感染症の感染リスクが低く、今後、健康づくりや憩いの場として重要な位置付けとなると考えられる。
- ・災害時の緊急避難場所であり、また、県の備蓄倉庫やヘリポートが隣接し、備蓄物資の配布、消防・警察・自衛隊などの活動拠点、進出拠点ともなる重要な施設である。

(4) 健康づくり事業の継続

健康づくりに係る市町村事業の充実と県民の意識向上を図るため、当面は健康づくり事業を継続し、市町村や県民を支援していく。また、事業ごとに課題を整理し、今後の事業の在り方について検討を進めていく。

【理由】

- ・コロナ禍を経て各市町村の健康づくり事業が停滞している。
- ・コロナ禍を経て運動不足により県民の体力・運動能力が低下している。

(5) 都市公園化

今後の円滑な施設運営のため、都市公園化を検討する。

【理由】

- ・都市公園とすることで施設改修等に国の交付金が活用できるようになる。

6 第1回県民健康福祉村新体制移行推進委員会の協議結果を踏まえた庁内での検討

標記委員会での協議結果を踏まえた上で、庁内での検討が進められ、関係課で調整の結果、下記2点の方針が示された。

(1) 県民健康福祉村での健康づくり事業の終了

ヘルスケア産業は成長産業となっており、県が大型のスポーツ施設を存続させる意義は小さいことから、現指定管理期間（～令和8年3月31日）をもって、県民健康福祉村における健康づくり事業を終了する。

(2) 都市公園化と都市整備部への所管替え

プール及びトレーニングルームについては廃止とするが、それ以外の施設については、県民健康福祉村における健康づくり事業終了後、県立公園として都市整備部（公園スタジアム課）に移管し、管理・運営していく。

7 第2回県民健康福祉村新体制移行推進委員会の協議結果

6に記載のとおり、庁内検討の結果、第1回の本委員会で協議した事項を修正する必要があることから、第2回の本員会においては、各委員に庁内検討の結果を説明の上、下記2点について協議することとし、協議の結果、以下のとおりとなった。

(1) 施設について

- ・プールとトレーニング施設を廃止するにあたり、県として県民（利用者）に対して何をしていくべきか。

ア 施設の維持が困難であることを示す資料を公表

プール、トレーニングルームに係る年間収支（利用料金収入、人件費、消耗品費、光熱水費、修繕費、委託費など）の状況を公表する。また、あわせて施設利用者数や利用料金収入額の推移も示すことで、老朽化に伴う設備更新等を考慮すると、現行の運営体制での継続は困難な状況にあることを示し、施設廃止について説明する。

イ 近隣の同種施設の案内

（ア）近隣同種施設案内（住所、営業時間、利用料金、地図等）の配布

（イ）Webサイトでの案内

ウ ありがとうイベント開催の検討

（ア）利用料無料日の設定

（イ）健康づくり関連グッズ配布

エ ホームページでの企画の検討

（ア）感謝のメッセージ作成

（イ）ショートムービー作成

オ その他の検討事項

（ア）県民健康福祉村における健康づくり事業終了及びプール・トレーニングルーム廃止後の施設（土地・建物）の活用について説明。

（イ）都市公園移行後、特色をどう出していくか。健康と福祉を後退させない取組など。

なお、「ア 施設の維持が困難であることを示す資料を公表」に記載の資料は、本協議結果報告書の「参考資料」3、4及び5に掲載した。

(2) 事業について

- ・市町村支援や市町村との連携など、施設を持たなくとも実施が可能な事業で、今後も実施（継続）すべき事業についてどう検討していくか。

ア 市町村へのアンケートの実施

市町村へのアンケート調査を実施し、市町村支援や市町村との連携など、今後、実施（継続）すべき事業について検討するための基礎資料とする。

⇒ 市町村の健康づくり事業の実態、人材育成、人材活用などの状況や、県に求める支援、県と連携したい事業等について調査を実施し、市町村における現状とニーズを把握する。

イ インターネット等を活用した健康づくり事業の検討

県民健康福祉村という施設を持たなくなることにより、健康づくり事業が後退することないように、インターネットなどを用いた、ソフト面での健康づくり事業の強化について検討する。

《参考》県民健康福祉村施設なしでも実施が可能な既存事業

- (1) 出前健康づくり事業（市町村への応援職員の派遣）
- (2) 健康運動指導者研修会
- (3) 健康運動実践指導者養成講習会
- (4) その他（DVD制作、HP・SNS配信等）



8 まとめ

県民健康福祉村については、令和7年度末をもって事業を終了し、令和8年度以降は都市公園として整備が進められることとなる。都市公園への移行にあたり、プールとトレーニングルーム（関連施設を含む）については廃止となるが、その他の施設は、引き続き、都市公園として運営される予定である。

プールとトレーニングルームの廃止にあたっては、これまでの運営状況も公開し、将来的な運営が困難であることを県民に伝え、ご理解をいただくとともに、これまでの利用者には近隣の同種施設をご案内するなど、他施設への移行支援に努めることとする。

また、県民健康福祉村における健康づくり支援事業は終了するものの、継続して実施が必要な事業や、今後、市町村との連携が必要な事業については、市町村のニーズをしっかりと調査した上で、今後の実施について検討をしていくこととする。

県民健康福祉村は、昭和62年に開設されて以来、平成8年度には温水プールとトレーニング施設を擁する屋内施設「ときめき元気館」が設置され、利用者数について、多い時は、プールは年間11万人、テニスコートは年間9万人、県民健康福祉村全体としては年間80万人を超えるなど、県民の健康づくりに大きく貢献してきた。

また、県内の市町村が実施する健康づくり事業にスタッフを派遣して、体力測定や運動指導などのサポートをするなど、埼玉県健康づくり支援の拠点施設として、その機能を果たしてきた。

令和8年度以降は都市公園として県民にご利用いただくこととなるが、これまでの県民健康福祉村での事業の成果とともに、今後の更なる少子高齢化の進展を踏まえ、健康や福祉といった観点を取り入れた特色ある公園づくりにより、誰もがスポーツやレクリエーションなどを通じて楽しんで健康づくりに取り組むことができ、今まで以上に県民に愛される都市公園となることを期待する。

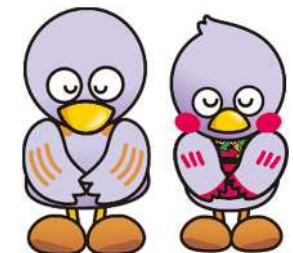


9 県民健康福祉村新体制移行推進委員会委員名簿

区分	所 属	役職等	氏名
委員長	保健医療部	健康政策局長	横田 淳一
副委員長	保健医療部 健康長寿課	課長	加藤 絵里子
委員	保健医療部 保健医療政策課	課長	加藤 孝之
委員	(公財) 埼玉りそな産業経済振興財団	主席研究員	萩原 淳司
委員	平成国際大学 スポーツ健康学部	スポーツ健康学部長	久保 潤二郎

(事務局)

区分	所 属	役職等	氏名
事務局	保健医療部 健康長寿課	副課長	志村 賢二
事務局	保健医療部 健康長寿課	主幹	武井 秀文
事務局	保健医療部 健康長寿課	主事	秋葉 拓哉



1 0 県民健康福祉村新体制移行推進委員会ワーキンググループ委員名簿

区分	所 属	役職等	氏名
委員	(公財) 埼玉県公園緑地協会	園地課長	高橋 一将
委員	(公財) 埼玉県公園緑地協会	企画課長	榎本 剛之
委員	県民健康福祉村	所長	小山 克二
委員	県民健康福祉村	責任者	安藤 こずえ
委員	県民代表		浅見 真一
委員	都市整備部 公園スタジアム課	主幹	高桑 良輔
委員	保健医療部 健康長寿課	副課長	志村 賢二
委員兼 司会進行	保健医療部 健康長寿課	主幹	武井 秀文
委員	保健医療部 健康長寿課	主事	秋葉 拓哉



【参考資料】

1 埼玉県県民健康福祉村条例

○埼玉県県民健康福祉村条例

昭和六十二年三月十三日
条例第八号

改正	平成	元年	三月二九日	条例第二四号	平成	三年	三月一五日	条例第一三号
	平成	六年	三月一日	条例第一九号	平成	八年	三月二九日	条例第七号
	平成	九年	三月二八日	条例第二〇号	平成一〇年	三月二七日	条例第一七号	
	平成一三年	三月二七日	条例第三一号		平成一五年	三月一八日	条例第三三号	
	平成一七年	三月二九日	条例第四六号		平成二五年	三月二九日	条例第四号	
	平成二六年	三月二七日	条例第二号		平成三一年	三月一九日	条例第二号	

埼玉県県民健康福祉村条例をここに公布する。

埼玉県県民健康福祉村条例

(設置)

第一条 県民に、健康づくりについて学習する機会を与え、並びに運動及び休養の場を提供し、もって県民の健康の保持及び増進を図るため、埼玉県県民健康福祉村（以下「健康福祉村」という。）を越谷市大字北後谷八十二番地に設置する。

(業務)

第二条 健康福祉村は、次に掲げる業務を行う。

一 次に掲げる施設及び附属設備（以下「施設等」という。）の利用に関すること。

イ 屋内プール及びトレーニング室（以下「屋内運動施設」という。）

ロ 更衣室、シャワー室及びサウナ室（以下「更衣等施設」という。）

ハ 多目的広場、テニス場、ソフトボール場、多目的運動場その他の屋外施設

二 健康づくりについての研修及び学習に関すること。

三 健康づくりについての相談及び情報の提供に関すること。

四 健康づくりについての調査及び研究に関すること。

五 その他健康福祉村の設置の目的を達成するために必要な事業に関すること。

一部改正〔平成三年条例一三号・八年七号・一五年三三号〕

(休業日)

第三条 健康福祉村の休業日は、次のとおりとする。

- 一 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日（以下「休日」という。）又は県民の日を定める条例（昭和四十六年埼玉県条例第五十八号）に規定する日に当たる場合を除く。）
 - 二 月曜日が休日に当たる場合の当該月曜日の翌日（当該月曜日に休日が引き続くときは、当該最後の休日の翌日）
 - 三 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日
- 2 前項の規定にかかわらず、知事は、事情により、休業日に開業し、又は臨時に休業日を定めることができる。

全部改正〔平成八年条例七号〕

(利用時間)

第四条 健康福祉村の施設等を利用することができる時間は、次のとおりとする。

- 一 屋内運動施設及び附属設備
 - イ 土曜日、日曜日及び休日 午前十時から午後六時まで
 - ロ イに掲げる日以外の日 午前十時から午後九時まで
 - 二 更衣等施設及び附属設備
 - イ 土曜日、日曜日及び休日 午前八時三十分から午後六時まで
 - ロ イに掲げる日以外の日 午前八時三十分から午後九時まで
 - 三 テニス場、ソフトボール場及び多目的運動場並びに附属設備 午前九時から午後五時まで
 - 四 前号に掲げる施設以外の屋外施設及び附属設備 午前八時三十分から午後五時まで
- 2 前項の規定にかかわらず、知事は、事情により、その時間を変更することができる。

追加〔平成八年条例七号〕、一部改正〔平成一五年条例三三号〕

(行為の禁止等)

第五条 利用者は、健康福祉村において、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 知事が指定する場所に立ち入ること。
 - 二 知事が指定する場所以外の場所に車馬を乗り入れること。
 - 三 動物を捕獲し、又は殺傷すること。
 - 四 竹木を伐採し、植物を採取し、又はこれらを損傷すること。
- 2 知事は、前項に定めるもののほか、利用者の遵守事項を定め、及び健康福祉村の管理上必要

があるときは、利用者に対し、その都度適宜な指示をすることができる。

一部改正〔平成八年条例五号〕

（損害賠償）

第六条 利用者は、自己の責めに帰すべき理由により、その利用中に健康福祉村の施設若しくは設備を損傷し、又は健康福祉村の物品を亡失し、若しくは損傷したときは、これを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。

一部改正〔平成八年条例七号〕

（立入りの禁止等）

第七条 知事は、健康福祉村内の秩序を乱し、若しくは乱すおそれのある者の立入りを禁止し、又はその者に対し、健康福祉村からの退去を命ずることができる。

一部改正〔平成八年条例七号〕

（利用の許可）

第八条 健康福祉村の施設等のうち次に掲げる施設及びその附属施設（以下「許可施設等」という。）を利用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 一 屋内運動施設
- 二 テニス場
- 三 ソフトボール場
- 四 多目的運動場

2 前項の許可は、当該許可に係る利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、これをしてはならない。

- 一 健康福祉村の管理上支障があると認められるとき。
- 二 公共の福祉を阻害するおそれがあると認められるとき。
- 三 その他健康福祉村の設置の目的に反すると認められるとき。

3 知事は、第一項の許可をする場合において、必要があるときは、当該許可に係る利用について条件を付することができる。

一部改正〔平成三年条例一三号・八年七号・一七年四六号〕

（利用権の譲渡等の禁止）

第九条 前条第一項の許可を受けた者（以下「利用権利者」という。）は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

全部改正〔平成一七年条例四六号〕

（利用の条件の変更、停止及び許可の取消し）

第十条 知事は、利用権利者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は健康福祉村の管理上特に必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

一 第五条第一項又は前条の規定に違反したとき。

二 第五条第二項の規定による遵守事項若しくは指示又は第八条第三項の規定による条件に違反したとき。

三 不正な手段によつて利用の許可を受けたとき。

2 県は、利用権利者が、前項各号のいずれかに該当する理由により、同項の処分を受け、これによつて損失を受けることがあつても、その補償の責めを負わない。

追加〔平成一七年条例四六号〕

（指定管理者による管理）

第十一条 知事は、健康福祉村の設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第二百四十四条の二第三項の規定により、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、健康福祉村の管理に関する業務のうち次に掲げるものを行わせることができる。

一 第二条各号に掲げる業務

二 健康福祉村の施設（設備及び物品を含む。以下同じ。）の維持管理に関する業務

三 前二号に掲げるもののほか、知事が別に定める業務

2 指定管理者が前項各号に掲げる業務（以下「指定管理業務」という。）を行う場合における第三条から第五条まで、第八条及び前条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは「指定管理者」と、同条第二項中「県」とあるのは「県又は指定管理者」とする。

追加〔平成一七年条例四六号〕

（指定管理者の指定の手続）

第十二条 指定管理者の指定は、規則で定めるところにより、指定を受けようとするものの申請により行う。

2 知事は、次に掲げる基準を満たすもののうち最も適切な管理を行うことができると認められるものを指定管理者として指定するものとする。

一 県民の平等な健康福祉村の利用を確保することができること。

- 二 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正に健康福祉村の運営を行うことができること。
- 三 健康福祉村の設置の目的を効果的に達成し、効率的な運営を行うことができること。
- 四 指定管理業務を安定して行う経営基盤を有していること。
- 五 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報の適正な取扱いを確保することができること。

追加〔平成一七年条例四六号〕

(指定管理者の公表等)

第十三条 知事は、指定管理者の指定をしたときは、当該指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地並びに指定の期間を告示しなければならない。

- 2 指定管理者は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を知事に届け出なければならない。
- 3 知事は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を告示しなければならない。

追加〔平成一七年条例四六号〕

(管理の基準等)

第十四条 指定管理者は、次に掲げる基準により、指定管理業務を行わなければならない。

- 一 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正に健康福祉村の運営を行うこと。
- 二 健康福祉村の施設の維持管理を適切に行うこと。
- 三 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報を適正に取り扱うこと。
- 2 知事は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。
 - 一 前項各号に掲げる基準に関し必要な事項
 - 二 指定管理業務の実施に関し必要な事項
 - 三 指定管理業務の事業報告に関する事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、健康福祉村の管理の適正を期するため必要な事項

追加〔平成一七年条例四六号〕

(指定の取消し等)

第十五条 知事は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 指定管理業務又はその経理に関する知事の指示に従わないとき。
- 二 第十二条第二項各号に掲げる基準を満たさなくなつたと認めるとき。
- 三 前条第一項各号に掲げる基準を遵守しないとき。

四 前三号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認められるとき。

2 県は、指定管理者が前項の規定による処分を受け、これによつて損失を受けることがあつても、その補償の責めを負わない。

3 第十三条第一項の規定は、指定管理者の指定の取消し又は指定管理業務の停止について準用する。

追加〔平成一七年条例四六号〕

（指定管理者による施設の現状変更等）

第十六条 指定管理者は、健康福祉村の施設の改修、増設その他の知事が別に定める現状変更を行おうとするときは、あらかじめ知事の承認を得なければならない。

2 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は前条第一項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理をしなくなった施設を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、知事の承認を得たときは、この限りでない。

追加〔平成一七年条例四六号〕

（利用料金収入の帰属及び利用料金の額の決定）

第十七条 知事は、法第二百四十四条の二第八項の規定により、指定管理者に健康福祉村の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 前項の場合における利用料金は、指定管理者が別表に定める上限額以下で定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金について知事の承認を受けなければならない。

追加〔平成一五年条例三三号〕、一部改正〔平成一七年条例四六号〕

（利用料金の納付等）

第十八条 次に掲げる者は、前条第二項の規定により指定管理者が定めた利用料金を納期限までに指定管理者に納付しなければならない。

一 利用権利者

二 更衣等施設及び附属設備を利用しようとする者（屋内運動施設の利用に付随して利用しようとする者を除く。）

2 指定管理者は、利用権利者が前項の規定に違反したときは、当該許可に係る利用の条件を変

更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

- 3 県又は指定管理者は、利用権利者が前項の規定による処分を受け、これによつて損失を受けることがあつても、その補償の責めを負わない。

追加〔平成八年条例七号〕、一部改正〔平成一〇年条例一七号・一五年三三号・一七年四六号〕

（利用料金の減免）

第十九条 指定管理者は、利用権利者が公用若しくは公共用又は公益を目的とする事業の用に供するため許可施設等を利用する場合で、必要があると認めるときは、知事の承認を得て、利用料金を減額し、又は免除することができる。

一部改正〔平成八年条例七号・一五年三三号・一七年四六号〕

（利用料金の返還）

第二十条 指定管理者が収受した利用料金は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を返還する。

- 一 健康福祉村の管理上特に必要があるため、利用の許可を取り消したとき。
- 二 利用権利者の責めに帰することができない理由により、許可施設等を利用することができないとき。

一部改正〔平成八年条例七号・一五年三三号・一七年四六号〕

（委任）

第二十一条 この条例に定めるもののほか、健康福祉村の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成八年条例七号・一五年三三号・一七年四六号〕

附 則

この条例は、昭和六十二年五月一日から施行する。

附 則（平成元年三月二十九日条例第二十四号）

この条例は、平成元年四月一日から施行する。

附 則（平成三年三月十五日条例第十三号）

この条例は、平成三年四月一日から施行する。

附 則（平成六年三月三十一日条例第十九号）

- 1 この条例は、平成六年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に許可の申請があった利用に係る使用料の額については、なお従前の

例による。

附 則（平成八年三月二十九日条例第七号）

この条例は、平成八年六月一日から施行する。

附 則（平成九年三月二十八日条例第二十号）

1 この条例は、平成九年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の日前に許可の申請があった利用に係る使用料の額については、なお従前の例による。

附 則（平成十年三月二十七日条例第十七号）

1 この条例は、平成十年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の日前に許可の申請があった利用に係る使用料の額については、なお従前の例による。

附 則（平成十三年三月二十七日条例第三十一号）

この条例は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成十五年三月十八日条例第三十三号）

（施行期日）

1 この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の埼玉県県民健康福祉村条例の規定（別表第一号の表の備考四及び第三号の表の備考二に係る部分を除く。）は、この条例の施行の日（次項において「施行日」という。）以後に許可の申請のあった利用について適用し、施行日前に許可の申請のあった利用については、なお従前の例による。

3 改正後の別表の規定（第一号の表の備考四及び第三号の表の備考二に係る部分に限る。）は、施行日以後の申請に係る利用で当該利用が平成十五年七月一日以後のものに係る利用に係る料金について適用し、当該利用が同日前のものに係る利用に係る料金については、なお従前の例による。

附 則（平成十七年三月二十九日条例第四十六号）

（施行期日）

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 改正後の埼玉県県民健康福祉村条例（以下「新条例」という。）第十一条第一項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）の指定に関し必要な行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、新条例第十一条第一項、第十二条及び第十三条第一項の規定の例により行うことができる。

（経過措置）

- 3 指定管理者に埼玉県県民健康福祉村の管理を行わせるときは、施行日前に改正前の埼玉県県民健康福祉村条例の規定により知事がした利用の許可その他の処分（施行日以後の利用に係るものに限る。）又は知事に対してされた申請その他の行為（施行日以後に指定管理者に管理を行わせることとなる業務に係るものに限る。）は、施行日以後における新条例の適用については、新条例の相当規定に基づいて当該指定管理者がした利用の許可その他の処分又は当該指定管理者に対してされた申請その他の行為とみなす。

附 則（平成二十五年三月二十九日条例第四号）

この条例は、平成二十五年七月一日から施行する。（後略）

附 則（平成二十六年三月二十七日条例第二号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後のそれぞれの条例の規定（利用料金に係る条例の規定を除く。）は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に領収する使用料その他の歳入（施行日前に発した納入通知書により領収するものを除く。）の額について適用し、施行日前に領収した使用料その他の歳入及び施行日前に発した納入通知書により施行日以後に領収する使用料その他の歳入の額については、なお従前の例による。

附 則（平成三十一年三月十九日条例第二号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後のそれぞれの条例の規定（利用料金に係る条例の規定を除く。）は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に領収する使用料その他の歳入（施行日前に発した納入通知書により領収するものを除く。）の額について適用し、施行日前に領収した使用料その他の歳入及び施行日前に発した納入通知

書により施行日以後に領収する使用料その他の歳入の額については、なお従前の例による。

別表（第十七条関係）

一 屋内運動施設

区分			利用料金の上限額（円）
屋内プール	指導を伴わない場合	大人一回	八九〇
		小人一回	四四〇
	指導を伴う場合	大人一回	二、〇二〇
		小人一回	一、五七〇
トレーニング室	指導を伴わない場合	大人一回	七七〇
		小人一回	三八〇
	指導を伴う場合	大人一回	一、九〇〇
		小人一回	一、五一〇
屋内プール及びトレーニング室（一括利用）	指導を伴わない場合	大人一回	一、二七〇
		小人一回	六三〇
	指導を伴う場合	大人一回	二、四〇〇
		小人一回	一、七六〇

備考

- 一 小人とは、小学生及び中学生をいう。
- 二 一括利用とは、屋内プール及びトレーニング室を同日中に利用する場合であつて、あらかじめこれらの施設の利用料金を併せて納付するときの利用をいう。
- 三 小学校就学前の者については、無料とする。
- 四 回数券による一人十一回の利用料金の上限額は、一人一回の利用料金の上限額の十倍に相当する金額とする。
- 五 定期券による利用料金の上限額は、次のイからハまでに掲げる区分に応じ、当該イからハまでに掲げる金額とする。

- イ 一人一月間 一人一回の利用料金の上限額の八倍に相当する金額
- ロ 一人三月間 一人一回の利用料金の上限額の二十倍に相当する金額
- ハ 一人六月間 一人一回の利用料金の上限額の三十六倍に相当する金額

二 テニス場、ソフトボール場及び多目的運動場

区分	利用料金の上限額（円）
テニス場（一面）	一時間につき 六三〇
ソフトボール場	一時間につき 五三〇
多目的運動場	一時間につき 一、二一〇

三 更衣等施設

区分	利用料金の上限額（円）
一人一回	二六〇

備考 小学校就学前の者については、無料とする。

四 附属設備

規則で定める上限額

全部改正〔平成一五年条例三三号〕、一部改正〔平成一七年条例四六号・二五年四号・二六年二号・三一年二号〕

2 埼玉県県民健康福祉村管理規則

埼玉県県民健康福祉村管理規則

昭和六十二年五月一日

規則第四十六号

改正 平成 三年 三月二九日規則第一三号	平成 八年 三月二九日規則第一二号
平成 八年 五月三一日規則第四四号	平成 九年 三月三一日規則第六〇号
平成一五年 三月二八日規則第五九号	平成一七年 三月二九日規則第六五号
平成二〇年 八月二九日規則第七八号	平成二六年 三月二七日規則第二四号
平成二八年 三月二五日規則第二二号	平成三一年 三月一九日規則第一六号

埼玉県県民健康福祉村管理規則をここに公布する。

埼玉県県民健康福祉村管理規則

(趣旨)

第一条 この規則は、埼玉県県民健康福祉村条例（昭和六十二年埼玉県条例第八号。以下「条例」という。）第二十一条の規定に基づき、埼玉県県民健康福祉村（以下「健康福祉村」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成八年規則四四号・一五年五九号・一七年六五号〕

(許可施設等の利用許可手続)

第二条 条例第八条第一項の規定による利用の許可を受けようとする者は、書面又は口頭により知事（条例第十一条第一項に規定する指定管理者に健康福祉村の管理に関する業務を行わせる場合にあっては、指定管理者。第三項において同じ。）に申請しなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の申請は、許可施設等を利用しようとする日の属する月の前月の初日から受け付けるものとする。

3 条例第八条第一項の規定による利用の許可は、知事の定める様式の利用券、利用回数券又は利用定期券を交付して行うものとする。

一部改正〔平成八年規則一二号・四四号・一五年五九号・一七年六五号・二八年二二号〕

(附属設備の利用料金)

第三条 条例別表第四号の規則で定める上限額は、別表のとおりとする。

全部改正〔平成一五年規則五九号〕

(指定管理者の指定の申請)

第四条 条例第十二条第一項の規定による申請は、知事が指定する期限までに様式第一号の指定管理者指定申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出することにより行わなければならない。

- 一 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
- 二 知事が指定する事業年度の事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに準ずる書類
- 三 知事が指定する事業年度の事業計画書及び収支予算書又はこれらに準ずる書類
- 四 組織及び運営に関する事項を記載した書類
- 五 条例第十一条第二項に規定する指定管理業務の実施に関する計画を記載した書類
- 六 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

追加〔平成一七年規則六五号〕、一部改正〔平成二八年規則二二号〕

(利用料金の承認手続)

第五条 指定管理者は、条例第十七条第二項の規定により利用料金について知事の承認を受けようとするときは、様式第二号の利用料金承認申請書を知事に提出しなければならない。

全部改正〔平成一五年規則五九号〕、一部改正〔平成一七年規則六五号・二八年二二号〕

(利用料金の納期限)

第六条 条例第十八条第一項の利用料金の納期限は、知事の承認を得て、指定管理者が定める。

追加〔平成一五年規則五九号〕、一部改正〔平成一七年規則六五号〕

(利用料金の減免承認手続)

第七条 指定管理者は、条例第十九条の規定により利用料金の減額又は免除について知事の承認を受けようとするときは、様式第三号の利用料金減額（免除）承認申請書を知事に提出しなければならない。

追加〔平成一五年規則五九号〕、一部改正〔平成一七年規則六五号・二八年二二号〕

(その他)

第八条 この規則に定めるもののほか、健康福祉村の管理に関し必要な事項は、知事が別に定め

る。

追加〔平成一七年規則六五号〕

附 則

この規則は、昭和六十二年五月一日から施行する。

附 則（平成三年三月二十九日規則第十三号）

この規則は、平成三年四月一日から施行する。

附 則（平成八年三月二十九日規則第十二号）

この規則は、平成八年四月一日から施行する。

附 則（平成八年五月三十一日規則第四十四号）

この規則は、平成八年六月一日から施行する。

附 則（平成九年三月三十一日規則第六十号）

1 この規則は、平成九年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の日前に許可の申請があった利用に係る使用料の額については、なお従前の例による。

附 則（平成十五年三月二十八日規則第五十九号）

1 この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

2 改正後の埼玉県県民健康福祉村管理規則の規定は、この規則の施行の日以後に許可の申請のあった利用について適用し、同日前に許可の申請のあった利用については、なお従前の例による。

附 則（平成十七年三月二十九日規則第六十五号）

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二十年八月二十九日規則第七十八号）

この規則は、公布の日から施行する。（後略）

附 則（平成二十六年三月二十七日規則第二十四号）

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則（平成二十八年三月二十五日規則第二十二号）

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の第二条第三項の規定により交付されている屋内運動施設の利用に係る利用回数券又は利用定期券（以下この項において「旧利用定期券」という。）は、それぞれ改正後の同項の規定により交付された利用回数券又は利用定期券とみなす。この場合

において、当該交付されたものとみなされる利用定期券の有効期限は、旧利用定期券の有効期限と同一とする。

附 則（平成三十一年三月十九日規則第十六号）

この規則は、平成三十一年十月一日から施行する。

別表（第三条関係）

区分		利用料金の上限額（円）
靴ロッカー	一月間	一、〇二〇
	三月間	二、五六〇
	六月間	四、六二〇

全部改正〔平成一五年規則五九号〕、一部改正〔平成二六年規則二四号・三一年一六号〕

様式第 1 号

埼玉県県民健康福祉村指定管理者指定申請書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

申請者 主たる事務所の所在地

名 称

代表者氏名



指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

追加〔平成 17 年規則 65 号〕、一部改正〔平成 20 年規則 78 号・28 年 22 号〕

様式第 2 号

埼玉県県民健康福祉村利用料金承認申請書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

埼玉県県民健康福祉村指定管理者 ㊤

利用料金の金額を次のとおり定めることについて、承認を受けたいので申請します。

利 用 料 金 の 種 類	利 用 料 金	備 考

全部改正〔平成 15 年規則 59 号〕、一部改正〔平成 17 年規則 65 号・20 年 78 号・28 年 22 号〕

様式第 3 号

埼玉県県民健康福祉村利用料金減額（免除）承認申請書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

埼玉県県民健康福祉村指定管理者 ㊤

利用料金の金額を次のとおり減額（免除）することについて、承認を受けたいので申請します。

減額（免除）をしようとする利用料金の種類	減額（免除）をしようとする理由	減額（免除）をしようとする金額	備 考

全部改正〔平成 15 年規則 59 号〕、一部改正〔平成 17 年規則 65 号・20 年 78 号・28 年 22 号〕

3 プール及びトレーニングルームの利用料金収入額と支出額（令和４年度実績）

（円）

収入	プール	トレーニングルーム	計
利用料金収入	16,059,205	11,043,725	27,102,930

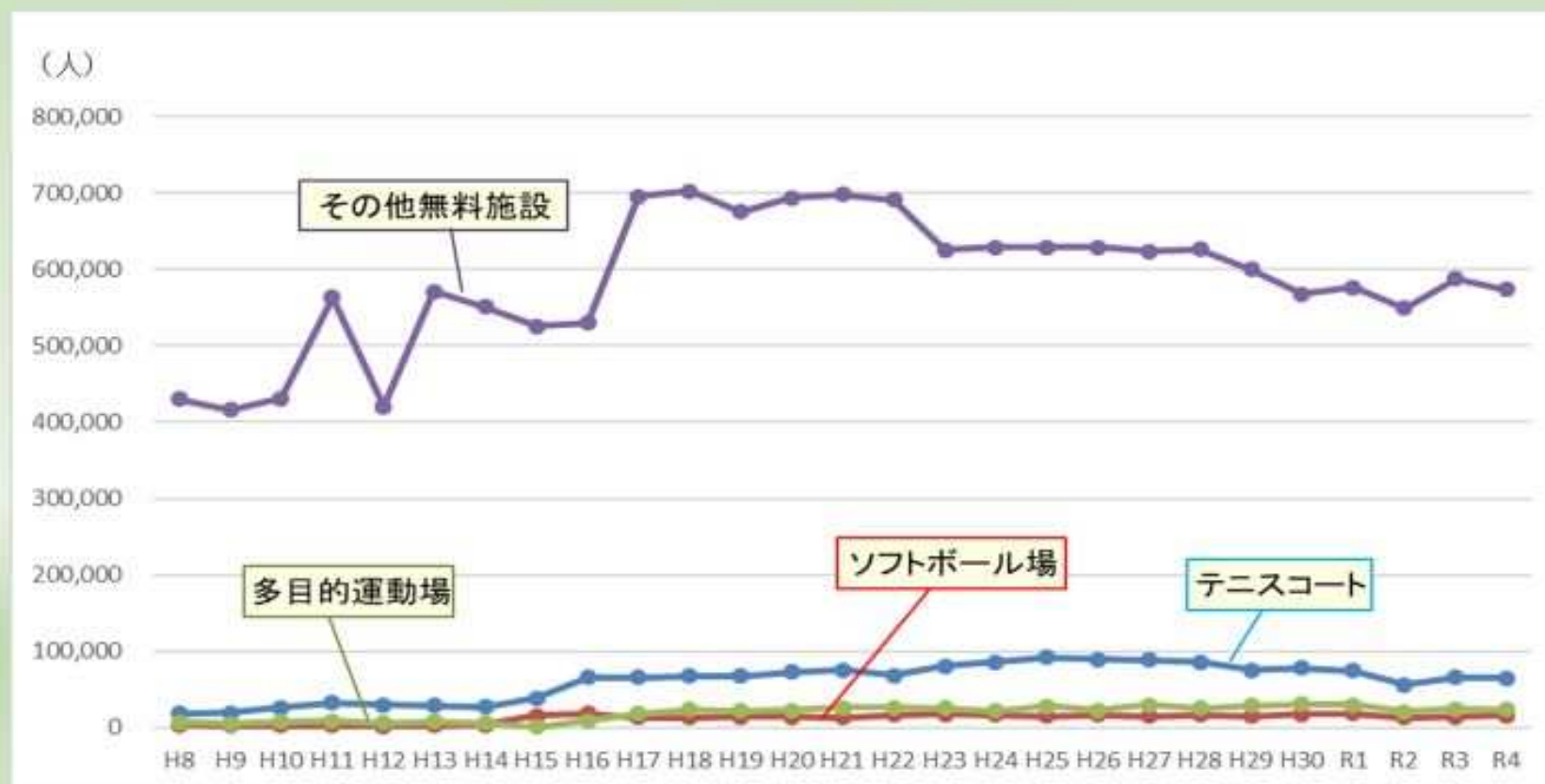
支出	プール	トレーニングルーム	計
人件費	18,899,424	16,573,454	35,472,878
消耗品費	1,264,753	1,014,205	2,278,958
光熱水費	17,060,654	1,280,856	18,341,510
電気	3,445,652	981,356	4,427,008
ガス	11,853,600	299,500	12,153,100
水道	1,761,402	0	1,761,402
修繕費	3,001,900	652,700	3,654,600
手数料	1,221,440	0	1,221,440
保険料	126,732	126,732	253,464
賃借料	0	2,071,817	2,071,817
宣伝費	85,236	85,236	170,472
委託費	3,908,223	800,124	4,708,347
計	45,568,362	22,605,124	68,173,486

	プール	トレーニングルーム	計
収支差額	-29,509,157	-11,561,399	-41,070,556

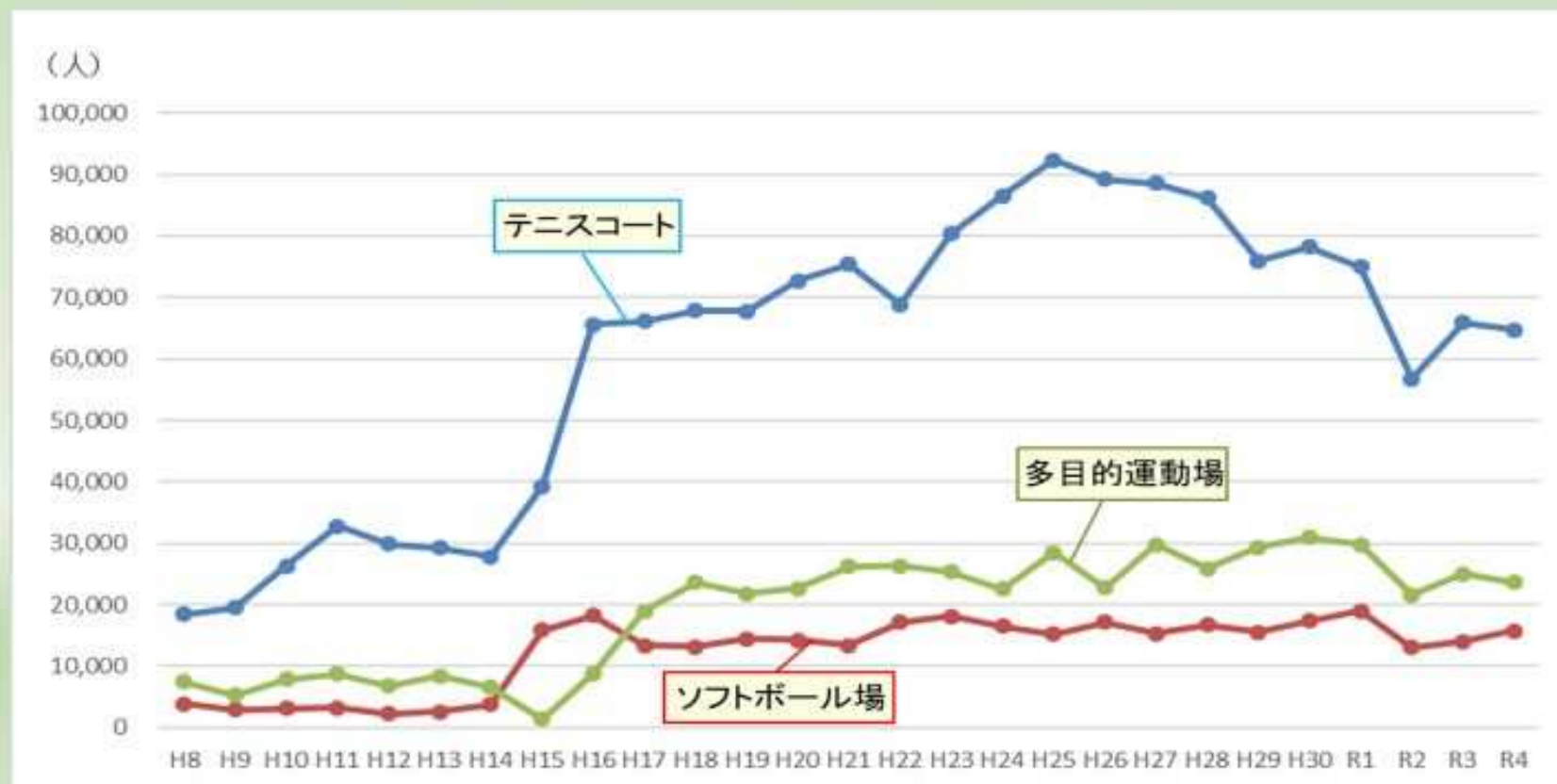
4 施設利用者数の推移



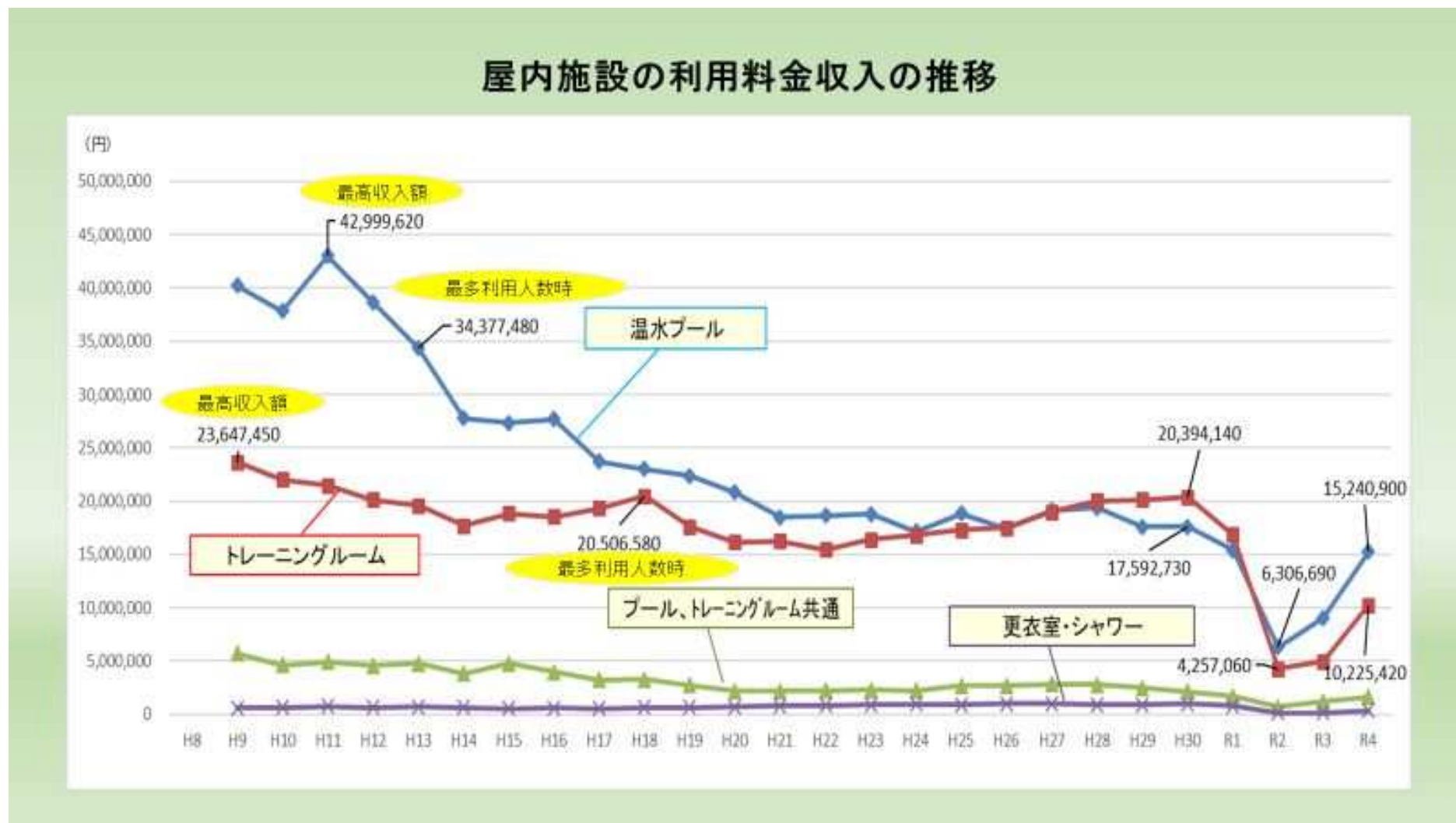
屋外施設利用者の推移(全体)



屋外施設利用者の推移(有料施設のみ)



5 施設利用料金収入額の推移



屋外施設の利用料金収入の推移



6 埼玉県県民健康福祉村新体制移行推進委員会設置要綱

埼玉県県民健康福祉村新体制移行推進委員会設置要綱

(目的)

第1条 埼玉県県民健康福祉村について、社会のニーズに的確に対応した新たな体制への円滑な移行を図るため、今後の県民健康福祉村のより良い運営の在り方や事業展開の具体的手法等について協議することを目的として、埼玉県県民健康福祉村新体制移行推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 県民健康福祉村の新体制への移行に伴う基本的事項に関すること
- (2) 県民健康福祉村の健康づくり支援事業に関すること
- (3) 県民健康福祉村の施設設備の活用に関すること
- (4) その他必要な事項に関すること

(組織)

第3条 委員会は、別表第1に掲げる者をもって構成する。

- 2 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長は健康政策局長、副委員長は健康長寿課長をもってこれに充てる。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、本委員会設置の日から令和7年3月31日とする。

(会議)

第5条 会議は、委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長がこれに当たる。

3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

4 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見等を求めることができる。

5 会議の議決は、出席者の過半数を必要とする。

6 委員長は、委員会の運営上必要な検討を行うため、ワーキンググループを設置することができる。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、保健医療部健康長寿課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月27日から施行する。

別表第 1（埼玉県県民健康福祉村新体制移行推進委員会構成員）

	所 属	役職等
委員長	保健医療部	健康政策局長
副委員長	健康長寿課	課長
構成員	保健医療政策課	課長
構成員	外部委員	有識者・専門家
構成員	外部委員	有識者・専門家